

防衛大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する省令の制定について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、内閣総理大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する内閣府令（昭和 61 年総理府令第 55 号）から、防衛庁に係る部分を抜き出し、所要の規定を整備するために省令を制定するもの。

2 概 要

- (1) 研究公務員及び研究部課等についての規定【第二条関係】
- (2) 本邦法人又は外国法人等の範囲についての規定【第三条関係】
- (3) 国有施設の減額使用についての手続【第四条関係】
- (4) 国有地の減額使用についての手続【第五条関係】
- (5) 中核的研究機関についての公示【第六条関係】
- (6) 研究所等が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用についての手続【第七条関係】
- (7) 研究所等が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用についての手続【第八条関係】

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 1 月 9 日）